

なぜ、「死」ななければならなかったのか

よく言われる。死は誰にでも“平等”に訪れる、と。確かにこの世に生まれてきた以上、人は死ぬものとして生きています。しかしながら、日々マスコミが報じる「死」には、どうして彼が死ななければならなかったのか、なぜ彼女が被害者になったのかと思わず考え込んでしまう人生の終焉に出会います。事件、事故、災害など不意に死を迎えることになった人生、その近親者、友人はそれをどうして受け止めることができるのでしょうか。そして、「私」はそのような人々に対してどんなことばをかけることができるのでしょうか。何か思いを寄せることができるのでしょうか。こうした“理不尽な死”は得心のできない死でもあります。

1995年春、地下鉄サリン事件という無差別大量殺人が起こり、宗教の名によって“理不尽な死”がもたらされました。その秋、コリン・ウィルソンが責任編集した『マザーズ・ケースブック』が日本で発売されました（週刊『マザーズ・ケースブック 世界を震撼させた殺人事件の真実』省心書房のちデアゴスティーニ、1995.10.10～1997.8.26）。このシリーズは、実際におきた有名な殺人事件を取り上げ、犯罪心理学的探求をこころみています。しかしながら、なぜ、人はこれほどに人を支配し、傷つけ、殺すことができるのかを分かることはそれほど容易なことではありません。福島章氏（上智大学教授・当時）は「われわれふつうの市民は、決して人を殺さない。あえて人を殺すのは、きわめて特異で異常な、少数の犯罪者である。しかし、彼等の心理がふつうの市民とまったく違ったものかという、事実はその反対である。われわれふつうの人間もまた、実は殺人者と同じ人間性の影の部分を抱えながら生きているのだ。ユング心理学ではそれをシャドウ（影）と呼び、フロイト心理学ではこれを無意識に潜む攻撃性、破壊性、死の本能（サナトス）などと呼んでいる。」（同上書、第2号、裏表紙）と人間の心理を語ります。

「死」は選ばれたのか

平成18年（2006）6月21日「自殺対策基本法」が公布されました。その「第1章 総則」には以下のように述べられています。

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施され

なければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

1998年以来年間3万人の自殺者が続いた事実が、この法律の制定となったことはいまでもありません。第2条第1項で「自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因がある」と明記されているように、「自殺」は単に個人的な資質や事情として捉えるのではなく、その背景にある社会的要因に目を向けなければ、自殺対策は有効ではないという見解を示しています。自殺をテーマとした自著『強いられる死』と名付けたジャーナリストの斎藤貴男氏は、「この国の社会において自殺は、とかく当事者個々人の精神的な弱さの問題として扱われてきた。けれども警察庁の統計に表れている実態は、多くの自殺が個人の資質の以前に社会的な構造に起因した、容易ならざる社会問題である可能性を示唆してはいないだろうか」と序章で記しました（斎藤貴男『強いられる死 自殺者三万人超の実相』角川学芸出版、2009年、12頁）。斎藤氏の取材は、死を選ばざるを得なかった人々とその周りの人々の痛みが“自殺者三万人超の実相”として問題提起されています。自殺も“理不尽な死”なのです。（最近では自殺よりは自死ということばが使用されます。）

独りで死ぬ人々

自殺者とはほぼ同数の年間3万人が「孤独死」しています。12月10日の『報道特集』（MBSテレビ）によれば、近年の傾向として、70歳代、60歳代といういわゆる高齢者だけではなく、50歳代や40歳代という若い世代の孤独死が目立つようになり、その割合が高くなっているということです。民生委員は定期的な高齢者への訪問を通して、生活を支援（生活保護）したり、話し相手になったり、また様子を見ることもできるそうですが、若い世代の人々には、そうした対応はできにくいと語っていました。孤独死した人の部屋（遺品）を整理する民間業者は、働ける世代の人には、「〇〇する」「〇〇はしない」など、自分の生活を整えようとする標語が壁に貼ってあったりすることです。また、行政から依頼され、孤独死した人のお骨を一時的に預かっている葬儀会社（東京）の「お骨」の数は、減少することはなく、身元がわからないお骨を引き取っている北陸の寺には、「宅配便」でお骨が送られてきていました。その寺の僧侶は、この人たちには帰る家、帰る地域、帰るふるさとが無

なくなってしまったと語っていました。

山本孝史参議院議員(故人)は、「自殺対策基本法」の制定の中心的な役割を果たした一人ですが、彼が、

なにしろストレス社会です。人間同士の絆が切れて、お互いが支え合うことができなくなった。誰もが孤立して逃げ場がない。激化する一方の競争社会にあって、職場では過労死や過労自殺が珍しくなくなり、中小企業の親父さんたちは生命保険で借金を返す道を選ぶ。集団で練炭自殺してしまう若者たちだって、きっと将来に夢を紡げないからなのではないでしょうか。(同上書、17頁)

と語ったことばを、斎藤氏は紹介しています。人は多少とも社会的な存在でありますから、自分がかかわる社会とのつながりがなくなったと感じ、将来が見えなくなったときに「孤独」に苛まれていくのでしょうか。山本議員は続けて「国民の皆さん一人ひとりが、いったいどのような社会を望むのかを、政治に委せるのではなく、自分自身で考えていかなければと思います。その意味で、今の世の中はどのようにして自殺者が多いのかという視点は、一つの切り口になるのではないですか(同上書、17頁)と述べています。これを「今の世の中はどのようにして孤独死が多いのか」と置き換えても同様な考察が可能となるでしょう。人と人のかかわり、人と社会のかかわり、どんな社会を築こうとするのかなど、私たち自身に向けられた課題だといえるでしょう。

『「死の教科書」～なぜ人を殺してはいけないのか～』

産経新聞大阪社会部は2006年4月24日から翌年6月19日にかけて「死を考える」を連載しました(大阪版)。それが書籍化されたのが『「死の教科書」～なぜ人を殺してはいけないのか～』(扶桑社、2007年)です。「なぜ人を殺してはいけないのか」「喪の作業—J R事故の遺族たち」「償い—J R事故から2年」「『3万人』の叫び」「死刑のある国」「最期をどこで迎えますか」「葬送の行方」「戦争と平和」という8章は、「そもそも社会部とは、人の死を掘り下げて取材することが仕事だ。その原点に立ち返りたい」「死を考えることは命の尊さを考えることではないか」という新聞記者の自問自答から生まれたということです。ここで扱われたのは、大事故、自殺、殺人、死刑、終末期医療、葬送、戦争でした。これより数年前、小浜逸郎氏は『なぜ人を殺してはいけないのか 新しい倫理学のために』(洋泉社、2000年)を著しています。その冒頭で、小浜氏は以下のように現代社会を捉え、それだからこそ、あらゆる倫理的な主題を根源から問い直す必要に迫られているのではないかと述べています。

十四歳の少年Aの「酒鬼薔薇事件」からちょうど三年を経て、十七歳少年の殺人事件があいついだ。世間には「いったいこの年代の少年たちに何が掬いなのか」といった不安が満ちあふれている。もっともここ数年は、殺人、暴行などの少年の兇悪犯罪は、数として見ると高度経済成長時代よりは格段に少なくなっている。…しかしこれら一連の少年犯罪事件には、戦後の前半期には見られなかった時代の特徴がゆがんだ形で反映していることも確かである。それ

をひとことで言うなら、日本が貧困と抑圧の少ない自由で豊かな近代都市社会を実現したために、旧来の倫理規範の枠組みがその必然性を維持できなくなり、こう生きなければならぬという生の具体的な目的意識を実感しにくくなっているということである。(小浜、3頁)

日本社会はリーマンショックを体験し、経済が一気に落ち込むと同時に「派遣(社員)」の増加などによって労働環境が変化し、小浜氏が指摘した「退屈と空虚と焦燥の時代」(同上書、4頁)はますます混迷・疲弊しています。「生の具体的な目的意識を実感しにくくなっている」社会にあって、若者に限らず人は、どのように自分を処していいのかが分かりづらくなっているということなのではないでしょうか。生も死も稀薄になってしまっているのでしょうか。

「死」を問い、「生きる」ことを取り戻す

ここまで、近代社会、特に現代の日本社会で問題となっているいくつかの「死」について取り上げましたが、特に“理不尽な死”“得心できない死”の周辺について考えてみたいというのがこの連載の方向性です。日本では、年間100万人の人が死に、そのうち、病院などではない場所での不慮の死が15万件ほどあるといえます。それは自殺や孤独死を含むものですが、そうした死について、その意味を社会的に見分し、あるいは宗教的に問い直すことによって、「生」とは何か、どう生きていけるのかを探っていくという、終わりのない考察をこの連載で始めたいと思います。社会の中で生きる「人」という存在を考えてみたいと思うのです

ところで、世界では、コミュニティ(社会集団)そのものが、個人を犠牲にする直接の原因になっているものがあります。たとえば、それは慣習、伝統、宗教の名で執行されます。アフリカの28カ国などで行われるFGM(女性性器切除)、インドのサティー儀礼やダウリー(花嫁持参財)にかかわる虐待や殺人・自殺、中東の名誉の殺人などはよく知られています。これらの犠牲者は女性に限られるので、その意味でも社会的な問題を含んでいます。所属する社会集団によっては、その人の立場、身分、性別などが人に「死」を引き寄せることがあるのです。

もともと「生死」についてなにごとかを語り、論じ、人々に生きる指針を提供するのは宗教の役割です。生きることの意義を説き、死や死後の世界について語り、今ある生をより全うすることができるように人々を導いてもきました。近代社会になって、そうした宗教の価値観が人々に届かなくなった、人々は宗教に頼らなくなったともいえなくはないのですが、それでも宗教は人の生死にかかわっています。むしろ、人々の死への対し方が変化してきたといえるかもしれません。また、葬送の儀礼などを通して、死者だけではなく遺された人々の支えになることも宗教のできることでありますが、昨今では、自助グループやカウンセラーなどの専門家によってなされるが増えています。ですから、グリーンケアやスピリチュアルケアといった「死」に向かうときについても考えていきたいと考えています。